



お知らせ

荒川総合スポーツセンター 休館のお知らせ

設備点検・清掃等のため、6月10日(火)～13日(金)は休館し

ふれあい館・ひろば館 休館のお知らせ

6月29日(日)は、南千住駅前ふれあい館・荒木田ふれあい館・日暮里ひろば館が、7月21日(祝)は、石浜ふれあい館・町屋ふれあい館・尾久ふれあい館が、全館保守点検・特別清掃のため、休館となります。

問合せ ▼南千住駅前ふれあい館
☎(38003) 0571
FAX(38003) 0572
▼石浜ふれあい館
☎(38009) 2511
FAX(38009) 2522

ます。スポーツ施設の受け付け業務は、通常どおり行います。

問合せ 荒川総合スポーツセンター
☎(38002) 3901
FAX(38002) 4400

▼荒木田ふれあい館
☎(38000) 1981
FAX(38000) 1982

▼町屋ふれあい館
☎(38000) 2011
FAX(38000) 2013

▼尾久ふれあい館
☎(38009) 2511
FAX(38009) 2522

▼日暮里ひろば館
☎(38001) 7208
FAX(38001) 7208

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金を支給

消費税が増税されたことに伴い、臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金の給付を1回限りで行います。受け取ることが出来るのは、いずれか1つの給付金です。

この2つの給付金について、区では給付金支給の準備を進めています。具体的な申請方法や受付時期については、6月下旬頃にお知らせします。

成年後見制度説明会 基礎編(無料)

日時 6月4日(水)、午後1時30分～3時(要予約)

会場・予約・問合せ あんしんサポートあらかわ(荒川区社会福祉協議会内)

☎(38002) 3396
FAX(3891) 5290

平成26年度荒川区議会定例会の月例会議が開かれ

平成26年度荒川区議会定例会・5月緊急会議の会議期間は、5月29日(木)の1日の予定です。この緊急会議では、常任委員・特別委員・議会運営委員の選任などを行う予定です。
*本会議及び委員会への傍聴をお待ちしています(車いすを利用する方の傍聴席もあります)

問合せ 議会事務局
☎内線3614

給与事務を行う事業所へ 電算用給与支払報告書配布の申し込みを受け付け

27年度分の電算用給与支払報告書(連続用紙)配布の申し込みを受け付けます。配布は、11月中旬に役所2階事務課で行う予定です。
*この連続用紙は、手書きでは使用出来ません

対象 区内に所在する事業所

申込み方法 ▼区内で特別徴収(給与天引きで住民税を納入)を行っている事業所:5月12日に発送した26年度税額決定通知書に同封の申込書でお申し込み下さい

▼その他の事業所:事務課へお問い合わせ下さい

納税通知書の発送 特別徴収税額決定通知書は5月12日に発送しました。また、納税通知書(普通徴収分)は6月9日に発送します。

申込み・問合せ 事務課
☎内線2323

介護保険の更新申請を

要介護認定で「要支援」「要介護」認定を受けた方が、認定の有効期間終了後も引き続き介護保険のサービスを利用する場合は、更新申請が必要です。介護保険被保険者証の有効期間が6月30日で、サービスの継続を希望する方は4月末に郵送した申請書を持って、出来るだけ5月中旬に申請して下さい。

申請場所 区役所2階介護保険課

区内の地域包括支援センター

*本人の他、家族や居宅介護支援事業者が代行して申請出来ます

問合せ 介護保険課
☎内線2433

児童手当の申請を

26年度児童育成手当の新規申請を受け付け

25年度は所得超過などで児童育成手当を受給出来なかった方で、25年中の所得が右下表の所得制限額内になると思われる方は、5月30日(金)までに申請して下さい。

対象者として認定されると、申請の翌月分から支給されます。
*既に手当を受給している方は申請の必要はありません

●児童育成手当(育成手当) 対象 次のいずれかに該当する平成8年4月2日以降生まれの児童を養育している方

▼父または母が死亡している
▼父母が離婚している
▼父または母に重度の障がいがある

▼父または母に1年以上遺棄されている
▼父または母が法令により1年以上入居している

申請に必要なもの
▼申請者(保護者)及び児童の全部事項証明書(戸籍謄本)

▼世帯全員の住民票(荒川区に住民基本台帳がある場合、省略可)

▼申請者(保護者)の預金通帳
▼印鑑(認印可)

対象 区内在住・在勤・在学の方
貸し出しています

消費生活相談員が、区内の町会や自治会サークル等の集まりに伺い、消費者トラブルの、相談事例や対処方法などを分かりやすくお話しします。

申込み・問合せ 消費者相談室
(区役所6階) ☎内線477

上拘禁されている
▼婚姻によらずに生まれた
▼父または母が裁判所から保護命令を受けた
手当額(月額) 児童一人につき
1万3500円

●児童育成手当(障害手当) 対象 20歳未満で、次のいずれかに該当する障がいがある児童を養育している方

▼愛の手帳1～3度程度
▼身体障害者手帳1・2級程度
▼脳性まひまたは進行性筋萎縮症

手当額(月額) 児童一人につき
1万5500円

26年度 児童育成手当の所得制限額

扶養人員	児童育成手当(育成手当・障害手当)
0	368万4000円
1	406万4000円
2	444万4000円
3	482万4000円
4	520万4000円
5	558万4000円
6	596万4000円
7	634万4000円
特例加算	老人扶養親族…10万円 特定扶養親族…25万円

*金額は、社会保険料相当控除額8万円を加算済み
*扶養人数は、1月1日現在の所得税上の扶養人数
*22年度税制改正により、特定扶養控除の変更はありますが、改正による手当額への影響はありません
*控除額は次のとおり
▶普通障害者(本人・扶養)、寡婦(夫)、勤労学生…27万円
▶特別障害者(本人・扶養)…40万円
▶特別寡婦…35万円
▶雑損、医療費、小規模企業共済…住民税相当額
▶配偶者特別…住民税の相当額(育成手当のみ)

児童手当の申請

出生または転入日の翌日から15日以内に申請をして下さい。申請が遅れると、申請した翌月分からの支給となります。

対象 中学校修了前(15歳になつた日以降の最初の3月31日まで)の児童を養育している方

支給月 6月、10月、2月

申請・問合せ 子育て支援課(区役所2階) ☎内線3819

持置物 印鑑、申請者名義の預金通帳、申請者の健康保険証

扶養人数・所得制限
▼0人…622万円
▼1人…660万円
▼2人…698万円
▼3人…736万円

申請・問合せ 子育て支援課(区役所2階) ☎内線3819

就職を目指している離職者へ 住宅費を支援します

対象 次のすべてに該当する方
▶申請時に65歳未満で離職後2年以内の方
▶離職前に主として世帯の生計を維持していた、または離職時は世帯主では無かったが、離婚等により申請時には世帯主である方
▶就労能力及び常用就職の意欲があり、公共職業安定所へ求職申し込みを行う方
▶離職により住宅を喪失しているまたは喪失する恐れのある賃貸住宅に住んでいる方
▶原則収入が無い、または世帯の総収入(月額)が次の金額の方
◇単身世帯…8万4000円に家賃額(上限5万3700円)を加算した額未満
◇2人世帯…17万2000円以内
◇3人以上世帯…17万2000円に家賃額(上限6万9800円)を加算した額未満
▶同一生計の世帯総預金額が、単身世帯は50万円以下、複数世帯は100万円以下の方
▶国の雇用施策による貸し付け・給付、自治体などが実施する類似の貸し付け・給付等を受けていない方(同一生計の世帯員を含む)

支給限度額(月額)
▶単身世帯…5万3700円
▶複数世帯…6万9800円
支給期間 原則3カ月間
*一定の条件を満たす場合は延長あり
支給方法 貸主等へ代理納付
申請・問合せ 生活福祉課 ☎内線2624